第２に、雪国の特性を生かしつつ、産業の振興を総合的に推進し、活力ある地域づくりを進めるため、これに必要な産業の基礎条件等の整備・改善に努める。

第３に、雪に強く、安全・安心で快適な地域づくりを進めるため、これに必要な医療施設、教育施設等の生活環境施設の総合的な整備・拡充に努める。また、高齢化が進み、雪処理の担い手が不足している地域への対策を促進する。

第４に、雪による災害を防止し、安全な国土の形成を図るため、これに必要な治山、治水等による国土保全施設の総合的な整備・拡充に努める。また、環境の保全を図るため、環境に配慮した施策の推進に努める。

第５に、豪雪地帯対策を円滑かつ効果的に推進するため、これに必要な克雪や利雪に関する調査研究の総合的な推進及び気象業務の整備・強化に努める。

４　基本計画の内容

Ⅰ　豪雪地帯に関する事項

⑴　交通、通信等の確保に関する事項

豪雪地帯における地域相互間あるいは非豪雪地帯との間の交流と連携を図り、活力ある経済社会を構築するための基礎的基盤として、交通、通信の果たす役割は極めて重要である。また、高速交通機関の整備に伴う交流圏の拡大、高齢化の進展や女性の社会参加の拡大等、社会情勢も大きく変化していることから、これらに対応した交通・通信体系の整備が望まれている。

このような状況に対処し、冬期の安全で快適な交通や災害時の避難路等を確保するため、高規格幹線道路、高速鉄道、空港等の高速交通や通学路、福祉施設周辺等の歩行空間などの交通基盤の整備を推進するとともに、除排雪、防雪対策及び消融雪を適切に実施するほか、防雪施設等の維持・保全及び交通安全施設等整備の充実を図る。

また、生活の利便性の向上、産業振興等の観点から、情報通信の高度化へ向けた基盤整備を推進する。

ア　道路交通の確保

（道路整備）

㋐　冬期においても安全で円滑な道路交通の確保を図るとともに、地域間の交流と連携を促進するため、日常生活の基盤となる主要な市町村道から国土構造の骨格を形成する高規格幹線道路に至る道路網の整備を計画的に推進する。

㋑　これらの路線の新設や改築に当たっては、雪崩や地ふぶき等の雪害の防除や除雪作業を考慮した路線の計画を行う。道路の設計においては、降積雪や沿道の状況に応じて、横断面構成、線形、附属物、堆雪スペース等について十分に配慮を加え、雪害が少なく、除雪作業が容易な道路網の形成を図る。特に代替路線のない道路について、道路の雪寒対策や改良等により、安定した冬期の道路交通の確保に努める。また、舗装の拡充及び路面維持の向上に努める。

（除雪体制の確保等）

㋒　これらの路線においては、各道路管理者間で整合のとれた除雪体制（除雪機械、人員及び施設）の確保を図り、除雪事業の効率的な実施に努める。また、除雪作業の一層の効率化等のため、道路管理者等関係機関相互の情報共有の強化を図ることとし、さらに車両の滞留を防止するため豪雪や地ふぶき時等においては、道路管理者等の関係機関による情報連絡本部を国道事務所等に設置する。さらに、集中的な降雪により走行不能となる車両が発生した際には、迅速な道路交通の確保を図るため、通行止めによる集中的な除雪を行うなどにより、後続車両による連鎖的な滞留の回避に努める。また、ＩＴＳ（高度道路交通システム）技術の導入を推進するとともに、気象や路面状況の監視・予測システムの整備、道路環境に適した除雪機械の性能向上や工法の開発・普及を図る。

（防雪施設の整備）

㋓　道路防災総点検に基づき、雪崩予防柵、雪崩防護柵、スノーシェッド等の整備を図る。また、地ふぶきにより視程の確保ができなくなる区間については、防雪柵等の整備を図る。さらに、集中的な降雪により走行不能となる車両が発生しないよう、チェーン着脱場や効率的な除雪作業のための除雪ステーション等の整備を進める。

なお、これらの防雪施設の計画的な維持・保全及び更新に努める。

（凍雪害の防止と消融雪施設の整備等）

㋔　凍上、融雪による路盤の破壊を防止するため、路盤改良や排水施設の整備を図る。

また、除雪効果を増大させるため、流雪溝の整備を推進するとともに、市街地等の除排雪の困難な箇所等においては、沿道条件や地域条件に応じた消融雪施設の整備を図る。

さらに、スパイクタイヤの使用規制等を踏まえ冬期道路交通の安全性を確保するため、凍結防止剤の効果的散布、消融雪施設の重点的な整備を図る。

なお、これらの消融雪施設の計画的な維持・保全及び更新に努める。

（歩道除雪の推進）

㋕　効率的な歩道除雪を推進するため、住民が使いやすい歩道除雪機械や工法の研究・開発を行い、住民協力の下に積雪期においても安全な歩行空間の確保に努める。特に、児童などの安全確保に配慮し、通学路、中心市街地、横断歩道周辺、医療・福祉施設周辺等における歩行空間の確保を図るため、歩道除雪、消融雪施設の整備を推進する。

（市街地における道路交通の確保）

㋖　市街地においては、都市計画事業等の推進により、広幅員道路等除排雪の容易な道路網の整備を行うとともに、雪捨て場の確保を図る。また、地域の状況に応じ、日常生活道路を含めて、沿道条件や地域条件に応じた消融雪施設の面的な整備を行うとともに、住民協力の下に除排雪事業を円滑に実施し、積雪期における都市機能の維持に努める。さらに、これら施設整備と除排雪作業の充実を総合的に進め、冬期歩行者空間の確保を図る冬期バリアフリー対策を推進する。

㋗　市街地の主要道路については、電線共同溝等の整備により電線類の地中化を積極的に推進するとともに、植樹帯、道路標識、その他道路占用物件等については、除雪作業にも配慮して設置する。

（集落内における道路交通の確保）

㋘　集落内の日常生活道路については、沿道条件や地域条件に応じた消融雪施設の整備を行い、住民協力の下に道路交通の確保を図る。集落内の道路除雪が困難な地区においては、冬期の共同駐車場の整備を推進する。

（交通安全施設の整備等）

㋙　安全で円滑な交通を確保するため、降積雪状況や道路交通状況に関する情報を道路利用者に的確かつ迅速に提供するＶＩＣＳ（道路交通情報通信システム）、ＵＴＭＳ（新交通管理システム）等のＩＴＳ（高度道路交通システム）の整備・拡充に努める。

また、降積雪時においても見やすい信号機、道路標識等の交通安全施設等の整備を推進する。

さらに、凍結路面においても制動性と操舵性の高い安全なタイヤや車両の開発・普及に努める。

（住民に対する啓発等）

㋚　除排雪作業を円滑に行うため、放置車両等の防止について地域住民等に対する啓発に努めるとともに、除排雪作業状況を的確に伝達する体制の整備を図る。

また、運転者に対するスタッドレスタイヤ及びタイヤチェーンの早期装着にむけた啓発や、雪道安全運転教育に努める。

（運輸団体等に対する啓発等）

㋛　関係団体等に対し、スタッドレスタイヤ及びタイヤチェーンの早期装着や、車両の点検整備の確実な実施等を呼びかけ、大型・中型車の降積雪期における輸送の安全確保に努める。

イ　鉄道・軌道交通の確保

（除雪体制等の強化）

㋐　積雪期における円滑な鉄軌道の運行を確保するため、除雪体制（除雪車両、除雪機械、人員及び施設）の整備・拡充を図る。また、雪崩や地ふぶき等の雪害の防除又は軽減のため、雪崩防止柵等の防除雪施設の整備、運行車両の防雪化及び電力供給施設等の防雪対策の推進を図る。